

香川県部活動ガイドラインを策定しました(概要版)

ガイドライン策定の趣旨等

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや文化、科学等に関心をもつ同好の生徒が、教員や部活動指導員等の指導の下、自主的・自発的に活動を行い、豊かな学校生活を経験することができる価値ある活動です。しかし、その運営等については、様々な課題も指摘されており、その対応が求められています。

このような状況の中、県教育委員会では「香川県部活動ガイドライン検討委員会」を設け、スポーツ庁や文化庁から出された国のガイドライン等を参考に検討を進め、「香川県部活動ガイドライン」【中学校版】【高等学校版】を策定しました。本ガイドラインは、県立学校においては、県教育委員会の活動方針となり、市町教育委員会や学校法人等の学校設置者においては、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する際に参考とするためのものです。

本ガイドラインに基づき、生徒の心身のバランスのとれた健全な成長を保障するとともに、教員の負担が過度にならないことにも十分配慮しながら、運営や指導方法のより一層の向上が図られ、生徒にとってよりよい環境での部活動が、持続可能なものとして充実・発展することを願います。

1 学校教育の一環としての部活動

(1) 部活動の意義

- 生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動である。
- スポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものである。
- 学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにする。
- 関係者の理解と協力のもと、生徒の視点に立った部活動運営を行う。

(2) 学習指導要領上の位置付け

- 「第1章 総則」に、「学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意すること。」と記載されている。

2 適切な部活動の運営

(1) 生徒の個性の尊重と柔軟な運営

- 部活動は、教員や部活動指導員等の指導の下、生徒が自主的・自発的に活動を組織し、展開することによって一つの本質を有しており、指導者は、個々の生徒の個性を把握し、理解し、その願いに応えられるよう努めていくことが求められる。
- 部活動の運営において、各部活動における指導の責任者等は生徒の健康・安全への配慮など適切な支援を行いつつ、可能な限り生徒に任せていくことで、「生きる力」の育成に努める。

(2) 生徒のバランスのとれた生活の確保と効果的な活動計画の作成

- 部活動の実施に当たっては、生徒自身の健康状態や生活・学習状況について留意しなくてはならない。
- より効果的な練習方法や活動内容の工夫等を行い、休養日や活動時間を適切に設定しながら指導を行っていくことが必要である。
- 生徒や保護者が活動に見通しをもつことができ、家庭生活や学習等との両立が図れるよう、年間活動計画等を作成する。

3 部活動を支える環境の整備

(1) 部活動の方針等の策定

- 県教育委員会は本ガイドラインを県立学校に係る部活動の方針とする。
- 市町教育委員会や学校法人等は、本ガイドラインを参考に、「設置する学校に係る部活動の方針」を策定する。
- 校長は、県教育委員会、市町教育委員会、学校法人等の方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。
- 部顧問は、年間及び毎月の活動計画及び活動実績を、校長に提出する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員等の配置状況を踏まえ、適正な数の部を設置する。その際には、安全かつ効果的な活動を確保するために複数の指導者（部活動指導員・外部指導者）により多面的な指導ができる体制を構築することが望ましい。

(3) 部活動指導員・外部指導者の活用

- 生徒や保護者のニーズに応えるために、部活動指導員や外部指導者を活用することは、生徒の活動内容への興味関心・意欲の向上につながる。また、専門的な知識や技能を十分にもたない中で部顧問を務める教員の負担軽減にもなる。

(4) 保護者との連携

- 部活動を充実させるためには、保護者の理解や協力を得ることが不可欠である。部活動に対する保護者の考え方は様々であり、保護者に部活動を正しく理解してもらうことは大切なことである。

(5) 地域との連携

- 生徒のスポーツや文化、科学等の活動を充実させるためには、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、連携を図ることが大切である。

(6) 部活動の再編等

- 人数が揃わず、活動ができてにくい部活動を有する学校は、学校の実状等を踏まえ、部の再編や合同部活動等の積極的な運用を図る。

(7) 学校単位で参加する大会等の見直し

- 生徒や部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請する。

4 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

(1) 適切な休養日等の設定

【中学校】

- 学期中は、週当たり2日以上の休養日を設ける。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）
- 生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

【高等学校】

- 学期中は、原則として週当たり1日以上の休養日を設ける。長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。（年間を通して52日以上を確保する。）
- 生徒が十分な休養をとることができるとともに、学習時間を確保し、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、長期休業中等にある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 1日の活動時間は、原則として平日は3時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

※ 成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その食事、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるよう、上記を基準とする。また、高等学校では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点や、発達の段階を考慮し設定した。

(2) 指導上の留意点

- 部顧問は部活動の指導にあたり、技術的な指導にかかる内容はもちろん、生徒の心と体の健康面や望ましい集団づくり、部のマネジメント等、様々な面において留意して指導に当たる必要がある。

5 安全管理・事故防止

(1) 考え方と留意点

- 部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事などと同様に生徒の安全に配慮しなければならない。

(2) 事故発生時の対応

- 学校では、日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法など救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立しておかなければならない。